

あすの会のこれから

代表幹事 林 良平

代表幹事に就任以来1年余りが過ぎましたが、身の丈に合わない重責であり皆様の思いにどう応えられるのか呻吟している毎日です。

1995年1月25日、阪神大震災の8日後、大阪西成区の医療機関で働いていた看護師である妻が見知らぬ男にいきなり腰背部を出刃包丁で突き刺されました。命はかろうじて助かりましたが腰の筋肉が上下に切断された為、17年が過ぎた今でもその後遺症である強い痛みを苦しんでいます。身障者第一種2級でモルヒネを服用しなければなりません。長い間、医療費負担がのしかかってきました。

犯人は逃亡し、2010年時効が成立しました。あすの会は、時効撤廃についても活動を展開し、この年の4月27日時効制度が廃止されました。悔しいことに、時効撤廃後の6月28日、東京浅草のパチンコ店でイザコザを起こした男が犯人であることを認めましたが、時効で罪を問えません。この犯人を許すことはできないとの強い思いから民事訴訟を起こしました。「本当は医者をやりたいかった」と電話した男の動機を知りたいと不起訴記録の開示を求めましたが、肝心の部分はマスクングされていました。しかし再度開示請求を行ったところ、ほぼ全てが開示され、勝訴することができ「被害者の知る権利」が一步前進したと感謝しています。

事件から丸17年が過ぎ、この間のことを振り返ってみますと、

(1) 医療費の自己負担は被害者にとって家計に重大な影響を及ぼします。しかしもっと多面的に見ますと、医療費は保険制度で成り立っていますので、本人負担3割の残り7割は国民全体の負担です。一昨年、妻は2級になり本人負担はゼロになりましたが10割全てが国民の負担になったわけです。犯人はこんな事すら理解せず時効後の自由を満喫しているのでしょう。

(2) 時効後の民事裁判だったので、あすの会の活動の成果である2000円の印紙代で提起できる損害賠償命令制度が利用できず、負担がのしかかりました。

(3) 夫婦共働きでしたが、事件で妻の収入がなくなりました。私は当時、医療従事者として午前中は医療機関で勤務し、午後2時から鍼灸院を経営していましたが、子供二人の育児と家事等で閉院せざるを得なくなりました。結果、従業員を解雇せざるを得ませんでした。妻と鍼

灸院経営の年間実収入700万～800万が家計から消えました。預貯金が無くなり、借金生活となりました。

(4) 犯給法が改正され、過去の被害者を救済する為の基金を設立することが基本計画で決められましたので申請しましたが却下されました。

(5) 民事裁判では勝訴しましたが、拘束力がないため、犯人からの補償は受けられていません。犯人は路上生活者で行方不明です。拘束力があつたとしても支払い不能です(多くの被害者の方が実感されていることと思います)。

以上、私の家庭だけでもこれだけの問題点を挙げる事ができます。会員の皆様も様々な問題点を抱えておられるはずです。

今、残されている大きな課題は経済的補償制度です。退任の際「被害者が飯を食べない状況は改善されなければならない」と岡村前代表は指摘されました。

あすの会は基本計画5年後見直しで、新たな補償制度を提案しています。今の一時金支給制度に加え、年金制度、医療費・介護費の被害者負担を無くすこと等です。そして最も大事なのが「今現在、困窮する被害者を救済する」ことです。「過去に遡及しない事」が当然という扱いを受けてきましたが、基本法に反する思考としか言いようがありません。

新しい制度の見直しも始まっています。これらの問題解決には、皆様からのご意見が寄せられること、それらを集約してフィードバックし必要な事を進めていくことが私の役目だと思っております。